

許可番号 第04320097781号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 熊本県八代市鏡町両出1324番地1

氏 名 マルエ工業有限会社
代表取締役 江川 熊男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日 平成 24 年 7 月 18 日

許可の有効年月日 平成 29 年 7 月 17 日

1. 事業の範囲

事業の区分	処理方式	取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理業	破碎・分級	金属くず（がれき類等に付着するものに限る。）ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち自動車等破碎物、石綿含有産業廃棄物、廃石膏及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白
	造粒・固化	燃え殻（紙くず、木くず、繊維くずを焼却した燃え殻及び日本製紙㈱八代工場から発生する焼却灰に限る。）、汚泥（無機性汚泥に限る。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
破碎・分級	熊本県八代市東陽町北字椎屋 2471番3ほか	平成14年5月24日 平成14年5月21日 (設置許可 第中-133号)	640t/日 (8h)
造粒・固化	熊本県八代市東陽町北字椎屋 2469番2ほか	平成19年4月25日	107.3m ³ /日 (8h)

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用し、毎月報告すること。
- (3) 再生品等の出荷状況報告書を毎月、翌月の10日までに報告すること。
- (4) 造粒・固化については、燃え殻の由来廃棄物を排出先ごとに記録し、処理後に生じる建設資材の造粒製品等の溶出試験を年4回以上実施し、測定結果をその都度熊本県に報告すること。

(裏面へ続く)